



福岡医発第189号(地)
平成25年 4月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成25年度福岡県定期予防接種広域接種について

平成25年度福岡県定期予防接種広域接種につきまして、医療機関マニュアルを別紙のとおりお送りいたします。

つきましては、貴会管下予防接種広域化実施協力医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 新規に広域接種を希望される医療機関については、貴会にて委任書を取り纏めいただき、本会宛てにご送付下さいますようお願いいたします。
- 2) 既に委任書を提出している医療機関で、届出内容に変更があった場合には、必ず変更届をご提出下さいますようお願いいたします。
- 3) 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンが定期予防接種に加わったことに伴い、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種」の委任状を提出されている医療機関におきましては、本年4月以降これら3ワクチンの広域接種を実施する場合には、委任書又は変更届を提出していただく必要があります。
- 4) 本年4月より福岡市においてBCGの個別接種を開始されました。
- 5) 柳川市につきましては、料金の決定が5月下旬頃になるとのことですので、連絡がありしだい、改めてご連絡申し上げます。
- 6) 高齢者インフルエンザの広域接種につきましては、各市町村の単価が決定次第、改めてご連絡いたします。(10月頃)
- 7) 本件につきましては、本会ホームページに掲載いたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

福岡県定期予防接種広域化 医療機関用マニュアル

平成25年4月1日

予防接種広域化の目的

予防接種法に定められた予防接種は、市町村事業として実施されており、対象者が予防接種を受ける場合、住所地の市町村が発行した予防接種予診票等に基づき住所地の市町村と契約した医療機関または保健センター（集団）等において実施されています。

このため、かかりつけ医による個別接種が推奨されているにもかかわらず、予防接種対象者は、例えばかかりつけ医が住所地以外の市町村にある場合や病気治療で住所地以外の医療機関に入院されている場合等には、それらの医療機関では予防接種を受けることができません。

予防接種広域化は、予防接種対象者の身体状況等を日頃から把握されているかかりつけ医による予防接種を推進し、被接種者が安心して接種を受けられる体制を整備することで、予防接種機会の拡大を図るために行われるものです。

広域化における対象予防接種について

各市町村が予防接種第3条の規定に基づいて行う定期予防接種のうち、下記予防接種を広域接種の対象とする。※市町村によって実施項目が異なります。

- 1) ポリオ
- 2) DPT-I PV（四種混合）
- 3) DPT（三種混合）
- 4) DT（二種混合）
- 5) 麻しん

第3期、第4期は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期接種の機会を逸した者に限る。

- 6) 風しん

第3期、第4期は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期接種の機会を逸した者に限る。

- 7) MR（麻しん風しん混合）

第3期、第4期は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期接種の機会を逸した者に限る。

- 8) 日本脳炎（乾燥細胞培養ワクチン）
- 9) BCG

1 0) インフルエンザ（6 5 歳以上）

①60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者も含む。

②インフルエンザの接種期間は被接種者の住所地の設定期間に限る。

③各市町村のインフルエンザ接種期間一覧は、シーズン前に別途送付予定。

1 1) 子宮頸がん予防

1 2) ヒブ

1 3) 小児用肺炎球菌

接種対象者について

- 1) かかりつけ医が住所地市町村以外にある者
- 2) 病気治療等で住所地以外の病院等に入院している者

接種料金について

広域化における接種料金は被接種者の住所地市町村の料金とする。

※ただし、福岡市の住民については接種地の料金とする。

接種手続きについて

1) 事前予約を受ける。

接種希望者の住所地市町村の広域接種実施開始日を確認のうえ、接種希望日、接種希望ワクチン等の確認をする。従来の「予防接種依頼書」は必要ない。

※各医療機関で実施可能な予防接種が異なるため、接種できない場合は、その旨を接種希望者へ伝える。

2) 接種当日に必要なものを希望者に伝える。

例)「乳幼児医療費受給資格者証（インフルエンザは除く）」

「健康保険証」、「母子健康手帳（インフルエンザを除く）」等

※インフルエンザにおいて自己負担金免除となる生活保護受給者等で、従来より接種時に住所地市町村の証明が必要な場合は、定められた住所地の証明書が必要。詳しくは、接種希望者もしくは医療機関から各市町村担当課へ問い合わせのうえ、接種を行うこと。

- 3) 当日は、住所等接種に必要な事項を確認のうえ接種を行う。
予診票は、接種希望者の住所地もしくは医療機関所在地市町村のものを使用する。(統一された様式はない。)
- 4) 接種後は、実績報告書兼請求書（広域化分）に予診票を添付して、被接種者住所地市町村もしくは医師会へ提出する。
※各市町村接種料金一覧及び請求先一覧を参照。
※粕屋地区への請求については、粕屋地区専用の報告書兼請求書を使用。
※前年度接種分の請求については、各市町村とも支払会計処理の期限があるため、早急に提出すること。
- 5) 料金の支払いは、市町村が請求を受理した日から起算して30日以内に、医師会もしくは直接市町村より支払われる。

広域化の契約（委任書）について

広域実施契約については、各市町村長と福岡県医師会長との間で締結し、福岡県医師会長は、予防接種の広域化実施協力を承諾した医師（医療機関）の代理人として契約する。

実施協力医療機関として委任書（様式1）を提出の場合は、各市町村への周知、請求支払事務等の関係上、提出月の翌月1日から、広域化の接種が可能となる。

＊広域化協力医療機関に対しては、「福岡県定期予防接種広域化実施医療機関ステッカー」を地域医師会より配布。

委任書を提出した医療機関が、諸事情により広域接種を取り止める場合には、速やかに辞退届（様式3）を、届出内容に変更があった場合には変更届（様式4）を提出すること。

※ご不明な点等ありましたら、各市町村担当課もしくは各医師会へお問い合わせ下さい。

(様式第 1 号)

委 任 書

定期予防接種広域化に係わる契約について、福岡県医師会会長を代理人と定め、その手続きを委任いたします。

平成 年 月 日

〒

住 所 _____

医療機関名 _____

T E L _____

管理者名 _____ 印

【広域接種実施項目】※実施項目に○をご記入下さい。

DPT-IPV	DPT	D T	麻しん 1・2 期	麻しん 3・4 期	風しん 1・2 期	風しん 3・4 期
M R 1・2 期	M R 3・4 期	日本脳炎	BCG	高齢者 インフル	ポリオ	子宮頸がん 予防
ヒブ	小児用肺炎 球菌					

平成 年 月 日

定期予防接種実績報告書兼請求書（広域分） （ 月分）

市町村長 殿

所在地
医療機関名
※代表者名
電話番号

印

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

ワクチン	単価	件数	請求額	ワクチン	単価	件数	請求額
四種混合				小児用肺炎球菌			
三種混合				ポリオ			
二種混合				不可問診			
麻しん							
風しん							
M R							
日本脳炎 乾燥細胞ワクチン							
BCG							
高齢者インフルエンザ							
高齢者インフルエンザ 自己負担免除者							
子宮頸がん 予防							
ヒブ							
				合 計	円		

※ 年齢等により単価が異なる場合は、空欄をご利用のうえ請求して下さい。

(振込先金融機関)				口座名義人	
銀行		支店		フリガナ 氏 名	
預金 種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号			

※ 代表者名は、委任書（福岡県医師会へ提出）に記載した管理者名となります。

平成 年 月 日

定期予防接種実績報告書兼請求書（広域分）
（ 月分）

医師会長 殿

所在地
医療機関名
※代表者名
電話番号

印

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

ワクチン 市町村	四種混合	三種混合	二種混合	麻しん	風しん	M R	日本脳炎 乾燥細胞 ワクチン	BCG	インフルエンザ	インフルエンザ 自己負担 免除者	子宮頸がん 予防	計
ワクチン 市町村	ヒブ	小児用 肺炎球菌	水痘	不可問診								計

(振込先金融機関)				口座名義人	
銀行			支店		
預金 種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号	フリガナ 氏名		

※ 代表者名は、委任書（福岡県医師会へ提出）に記載した管理者名となります。

平成 年 月 日

定期予防接種実績報告書兼請求書（広域分）
（ 月分）

市町村長 殿

所在地
医師会名
会長名 印

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

ワクチン	単価	件数	請求額	ワクチン	単価	件数	請求額
四種混合				小児用肺炎球菌			
三種混合				ポリオ			
二種混合				不可問診			
麻しん							
風しん							
M R							
日本脳炎 乾燥細胞ワクチン							
BCG							
高齢者インフルエンザ							
高齢者インフルエンザ 自己負担免除者							
子宮頸がん 予防							
ヒブ							
				合 計	円		

※ 年齢等により単価が異なる場合は、空欄をご利用のうえ請求して下さい。

(振込先金融機関)

銀行 支店				口座名義人	
				フリガナ 氏名	
預金種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座番号			

様式第2号（第5条関係）

平成25年度定期予防接種委託料請求書（粕屋地区）

（平成25年4月1日～平成26年3月31日実施分）

平成 年 月 日

長 殿

医療機関住所

医療機関名

代表者名 ㊟

金 融 機 関	銀行		支店
	信用組合・信用金庫		
	農協		本店
普通・当座	口 座 番 号		
フリ 口 座 名			

次のとおり予防接種委託料を請求します。

（平成 年 月分）

予防接種の種類及び単価		予診票の枚数	請 求 金 額
四種混合	10,448円	枚	円
三種混合	5,040円		
二種混合（11歳～12歳）	4,894円		
ポリオ	9,293円		
麻しん・風しん混合（MR）	10,066円		
麻しん単抗原ワクチン	6,641円		
風しん単抗原ワクチン	6,652円		
麻しん・MR （皮内テスト）不可予診	5,775円		
日本脳炎	7,056円		
BCG	7,203円		
ヒブ	8,852円		
小児用肺炎球菌	11,267円		
子宮頸がん	15,939円		
不可予診	2,835円		
請求金額（計）		枚	円

※請求は、月締めで翌月10日までに請求する。

粕屋地区（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）

様式第3号（第5条関係）

平成25年度高齢者インフルエンザ予防接種委託料請求書（粕屋地区）

（平成25年10月1日～平成26年1月31日実施分）

平成 年 月 日

長 殿

医療機関住所

医療機関名

代表者名

金 融 機 関	銀行 信用組合・信用金庫 農協	支店 本店
普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名		

次のとおり予防接種委託料を請求します。

(平成 年 月分)			
予防接種の種類及び単価		予診票の枚数	請求金額
インフルエンザ（一般）	3,000円	枚	円
インフルエンザ （生活保護世帯に属する者）	4,000円		
不可予診	1,050円		
請求金額（計）		枚	円

※ 請求は、月締めで翌月10日までに請求する。

粕屋地区（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）

(様式第3号)

辞 退 届

定期予防接種広域化に係わる契約について、下記理由により辞退
いたします。

平成 年 月 日

住 所 _____

医療機関名 _____

管理者名 _____ 印

辞退理由 _____

変 更 届

定期予防接種広域化に係わる契約について、下記のとおり変更いたします。

平成 年 月 日

【変更前】

住 所 _____

医療機関名 _____

管理者名 _____

その他 _____

【変更後】

住 所 _____

医療機関名 _____

管理者名 _____

その他 _____

【広域接種実施項目の変更】

※実施項目を変更される場合は、変更後の実施項目全てに○をご記入下さい。

【広域接種実施項目】※実施項目に○をご記入下さい。

DPT-IPV	DPT	D T	麻しん 1・2期	麻しん 3・4期	風しん 1・2期	風しん 3・4期
M R 1・2期	M R 3・4期	日本脳炎	BCG	高齢者 インフル	ポリオ	子宮頸がん予 防
ヒブ	小児用肺炎球 菌					

住 所 _____

医療機関名 _____

管理者名 _____

平成25年度 各市町村定期予防接種料金一覧表 (H25.4.16)

		ポリオ	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻しん 第1期	麻しん 第2期	麻しん 第3期	麻しん 第4期	風しん 第1期	風しん 第2期	風しん 第3期	風しん 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BCG	子宮頸がん 予防	ヒブ	小児用肺炎 球菌	予診のみ	特記事項	
北九州市		9,854	11,061	5,612	3,622	10,536	10,536	9,749	9,749	9,570	9,570	9,570	9,570	6,305	6,305	6,305	6,305	6,756	6,756	6,756	7,281	16,075	8,988	11,403	2,835	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本を添付のうえ請求	
中間市	6歳未満	9,720	10,823	5,478		10,350	10,350			6,938	6,938			6,959	6,959			7,410					8,723	11,138	2,835	すべての接種を、6歳以上と6歳未満に分ける。	
	6歳以上	8,964	10,067	4,722	5,079		9,594	9,594	9,594		6,182	6,182	6,182		6,203	6,203	6,203	6,654	6,654	6,654	6,962	15,842	7,967	10,382			
水巻町	6歳未満	9,720	10,823	5,478		10,350	10,350			6,938	6,938			6,959	6,959			7,410		7,410	6,962		8,723	11,138	2,835	すべての接種を、6歳以上と6歳未満に分ける。	
	6歳以上	8,964	10,067	4,722	5,079		9,594				6,182				6,203			6,654	6,654	6,654		15,842	7,967	10,382			
岡垣町	6歳未満	9,720	10,823	5,478		10,350	10,350			6,938	6,938			6,959	6,959			7,410		7,410	6,962		8,723	11,138	2,835	すべての接種を、6歳以上と6歳未満に分ける。	
	6歳以上	8,964	10,067	4,722	5,079		9,594	9,594	9,594		6,182	6,182	6,182		6,203	6,203	6,203	6,654	6,654	6,654		15,842	7,967	10,382			
遠賀町	6歳未満	9,720	10,823	5,478		10,350	10,350			6,938	6,938			6,959	6,959			7,410					8,723	11,138	2,835	すべての接種を、6歳以上と6歳未満に分ける。	
	6歳以上	8,964	10,067	4,722	5,079		9,594	9,594	9,594		6,182	6,182	6,182		6,203	6,203	6,203	6,654	6,654	6,654	6,962	15,842	7,967	10,382			
芦屋町	6歳未満	9,720	10,823	5,478		10,350	10,350			6,938	6,938			6,959	6,959			7,410	7,410	7,410	6,962		8,723	11,138	2,835	すべての接種を、6歳以上と6歳未満に分ける。	
	6歳以上	8,964	10,067	4,722	5,079	9,594	9,594				6,182	6,182			6,203	6,203		6,654	6,654	6,654		15,842	7,967	10,382			
行橋市	6歳未満	9,500	10,610	5,370		10,040	10,040			6,720	6,720			6,730	6,730			7,190			7,280		8,852	11,267	2,840	接種不可の請求について ①接種不可と判断し、それが原因で治療を施した場合は請求できない。 ②受付の段階で予診票のみで接種不可と判断した時は請求できない。	
	6歳以上	8,750	9,850	4,610	4,390		9,280				5,960				5,980			6,440	6,440	6,440		15,939					
苅田町	6歳未満	9,620	10,720	5,490	5,700	10,130	10,130			6,860	6,860			6,860	6,860			7,310	7,310	7,310		7,380	15,939	8,852	11,267	3,700	
	6歳以上	8,860	9,960	4,730	4,940		9,370	9,370	9,370		6,100	6,100	6,100		6,100	6,100	6,100	6,550	6,550	6,550						2,940	
みやこ町	6歳未満	9,500	10,610	5,370		10,040	10,040			6,720	6,720			6,730	6,730			7,190	7,190	7,190		7,280	15,939	8,852	11,267	2,840	接種不可の請求について ①接種不可と判断し、それが原因で治療を施した場合は請求できない。 ②受付の段階で予診票のみで接種不可と判断した時は請求できない。
	6歳以上	8,750	9,850	4,610	4,390		9,280	9,280	9,280		5,960	5,960	5,960		5,980	5,980	5,980	6,440	6,440	6,440							
豊前市		8,720	9,830	4,470	4,830	9,240	9,240	9,240	9,240	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	6,420	6,420	6,420	6,150	15,900	8,800	11,200	2,000	接種翌月10日までに予診票を添付して請求して下さい。	
築上町		8,720	9,830	4,470	4,470	9,240	9,240	9,240	9,240	5,900	5,900	5,900	5,900	5,920	5,920	5,920	5,920	6,420	6,420	6,420	6,150	15,600	7,730	10,140	1,300	接種翌月10日までに予診票を添付して請求して下さい。	
吉富町		8,730	9,830	4,580	4,370	9,360	9,360	9,360	9,360	5,940	5,940	5,940	5,940	5,990	5,990	5,990	5,990	6,420	6,420	6,420	6,150	15,900	8,800	11,200	2,000	接種翌月10日までに予診票を添付して請求して下さい。	
上毛町		8,720	9,830	4,470	4,370	9,350	9,350	9,350	9,350	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	6,410	6,410	6,410	6,000	15,900	8,800	11,200	2,000	接種翌月10日までに予診票を添付して請求して下さい。	
福岡市		福岡市民の接種料金は、接種地の料金。請求は、報告書兼請求書に予診票を添付して直接福岡市へ。																							接種地の料金		
筑紫野市		9,849	11,676	6,384	6,163	10,727	10,727			7,304	7,304			7,310	7,310			7,079	7,079	7,079	8,379	15,676	9,954	12,369	2,835		
大野城市		9,849	11,676	6,384	6,163	10,727	10,727			7,304	7,304			7,310	7,310			7,079	7,079	7,079	8,379	15,676	9,954	12,369	2,835		
太宰府市		9,849	11,676	6,384	6,163	10,727	10,727			7,304	7,304			7,310	7,310			7,079	7,079	7,079	8,379	15,676	9,954	12,369	2,835		
那珂川町		9,849	11,676	6,384	6,163	10,727	10,727			7,304	7,304			7,310	7,310			7,079	7,079	7,079	8,379	15,676	9,954	12,369	2,835		
春日市		9,849	11,676	6,384	6,163	10,727	10,727			7,304	7,304			7,310	7,310			7,079	7,079	7,079	8,379	15,676	9,954	12,369	2,835		
糸島市		11,555	12,710	7,418	5,208	12,237	10,736			8,804	7,302			8,783	7,281			7,743	6,877	6,877	8,982	15,939	8,852	11,267	6歳未満3,984 6歳以上3,118		
古賀市		9,293	10,448	5,040	4,894	10,066	10,066	10,066	10,066	6,641	6,641	6,641	6,641	6,652	6,652	6,652	6,652	7,056	7,056	7,056	7,203	15,939	8,852	11,267	2,835	★麻しん・MR不可予診 (皮内テスト):5,775	
須恵町		9,293	10,448	5,040	4,894	10,066	10,066	10,066	10,066	6,641	6,641	6,641	6,641	6,652	6,652	6,652	6,652	7,056	7,056	7,056	7,203	15,939	8,852	11,267	2,835	★麻しん・MR不可予診 (皮内テスト):5,775	
篠栗町		9,293	10,448	5,040	4,894	10,066	10,066			6,641	6,641			6,652	6,652			7,056	7,056	7,056	7,203	15,939	8,852	11,267	2,835	★麻しん・MR不可予診 (皮内テスト):5,775	
新宮町		9,293	10,448	5,040	4,894	10,066	10,066	10,066	10,066	6,641	6,641	6,641	6,641	6,652	6,652	6,652	6,652	7,056	7,056	7,056	7,203	15,939	8,852	11,267	2,835	★麻しん・MR不可予診 (皮内テスト):5,775	
宇美町		9,293	10,448	5,040	4,894	10,066	10,066	10,066	10,066	6,641	6,641	6,641	6,641	6,652	6,652	6,652	6,652	7,056	7,056	7,056	7,203	15,939	8,852	11,267	2,835	★麻しん・MR不可予診 (皮内テスト):5,775	
粕屋町		9,293	10,448	5,040	4,894	10,066	10,066			6,641	6,641			6,652	6,652			7,056	7,056	7,056	7,203	15,939	8,852	11,267	2,835	★麻しん・MR不可予診 (皮内テスト):5,775	
久山町		9,293	10,448	5,040	4,894	10,066	10,066	10,066	10,066	6,641	6,641	6,641	6,641	6,652	6,652	6,652	6,652	7,056	7,056	7,056	7,203	15,939	8,852	11,267	2,835	★麻しん・MR不可予診 (皮内テスト):5,775	
志免町		9,293	10,448	5,040	4,894	10,066	10,066			6,641	6,641			6,652	6,652			7,056	7,056	7,056	7,203	15,939	8,852	11,267	2,835	★麻しん・MR不可予診 (皮内テスト):5,775	
宗像市		9,849	10,952	5,481	4,924	10,248	10,248	9,460	9,460	6,846	6,846			6,846	6,846			7,111	7,111	7,111	7,045	15,939	8,852	11,267	2,920	実施月でまとめた分を、翌月10日までに予診票を添付のうえ請求。ヒブワクチンの予防接種については接種期間を外れた場合、公費補助ができない場合があるため、接種前に宗像市の子ども家庭課(0940-36-1365)までご連絡下さい。	
福津市		9,849	10,952	5,481	4,924	10,248	10,248	9,460	9,460	6,846	6,846	6,846	6,846	6,846	6,846	6,846	6,846	7,111	7,111	7,111	7,045	15,939	8,852	11,267	2,920	実施月でまとめた分を、翌月10日までに予診票を添付のうえ請求。	

平成25年度 各市町村定期予防接種料金一覧表 (H25.4.16)

	ポリオ	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻しん 第1期	麻しん 第2期	麻しん 第3期	麻しん 第4期	風しん 第1期	風しん 第2期	風しん 第3期	風しん 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BCG	子宮頸がん 予防	ヒブ	小児用肺炎 球菌	予防のみ	特記事項
筑前町	8,768	9,870 予防のみ 1,669	4,494 予防のみ 1,669	4,599 予防のみ 1,270	11,424 予防のみ 2,205	11,424 予防のみ 2,205	11,424 予防のみ 2,205	11,424 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	6,561 予防のみ 1,669	6,426 予防のみ 1,270	・生後90ヶ月未満 6,561 ・90ヶ月以上6,426 ・生後90ヶ月未満 1,669 ・90ヶ月以上1,270	8,274 予防のみ 2,205	15,154 予防のみ 1,270	7,612 予防のみ 1,669	9,870 予防のみ 1,669	各ワクチン毎 に設定	
東峰村	8,768	9,870 予防のみ 1,669	4,494 予防のみ 1,669	4,599 予防のみ 1,270	11,424 予防のみ 2,205	11,424 予防のみ 2,205	11,424 予防のみ 2,205	11,424 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	8,033 予防のみ 2,205	6,561 予防のみ 1,669	6,426 予防のみ 1,270	・生後90ヶ月未満 6,561 ・90ヶ月以上6,426 ・生後90ヶ月未満 1,669 ・90ヶ月以上1,270	8,274 予防のみ 2,205	15,154 予防のみ 1,270	7,612 予防のみ 1,669	9,870 予防のみ 1,669	各ワクチン毎 に設定	
小都市	9,400	10,550	5,240	4,530	11,180	9,420	9,020	9,020	8,070	6,320	5,920	5,920	8,070	6,320	5,920	5,920	7,020	6,440	5,910	8,310	15,939	8,852	11,267	2,830	予防接種を要した翌月10 日までに、報告書兼請求書 (様式第2号)に予防薬を添付 して請求。
大刀洗町	9,400	10,550	5,260	5,260 (2期4,560)	11,160	9,400	9,000	9,000	8,110	8,110	8,110	8,110	8,120	8,120	8,120	8,120	7,020	6,430	6,000	8,330	15,939	8,852	11,267	2,840	
大川市	9,534	10,636	5,397	3～90ヶ月未満 5,176 11～13歳未満 4,389	10,374	10,374	9,586	9,586	6,752	6,752	5,965	5,965	6,762	6,762	5,974	5,974	1期初回・追加 7,224 1期2回 5,271	6,436	90ヶ月以上 6,436	7,171	15,939	8,852	11,267	6歳未満 2,835 6歳以上1,270	
大木町	9,534	10,636	5,397	3～90ヶ月未満 5,176 11～13歳未満 4,389	10,374	10,374	9,586	9,586	6,752	6,752	5,965	5,965	6,762	6,762	5,974	5,974	1期初回・追加 7,224 1期2回 5,271	6,436	1期初回・追加 90ヶ月未満 7,224 90ヶ月以上 6,436 1期2回 90ヶ月未満 5,271 90ヶ月以上 6,436	7,171	15,939	8,852	11,267	6歳未満 2,835 6歳以上1,270	
柳川市																									
みやま市	10,106 予防のみ3,623	乳幼児 10,579 予防のみ2,961 小学生 10,185 予防のみ2,961	乳幼児 4,415 予防のみ2,158 小学生 4,022 予防のみ1,662	乳幼児 4,772 予防のみ2,321 小学生 4,379 予防のみ1,662	11,498 予防のみ 3,623	11,498 予防のみ 3,623	10,710 2,835	10,710 2,835	8,096 予防のみ 3,623	8,096 予防のみ 3,623	7,308 予防のみ 2,835	7,308 予防のみ 2,835	8,096 予防のみ 3,623	8,096 予防のみ 3,623	7,308 予防のみ 2,835	7,308 予防のみ 2,835	乳児 6,379 予防のみ 7,224 小学 5,985 予防のみ 1,662	5985 予防のみ 1,662	乳児 6,379 予防のみ2,158 小学 5,985 予防のみ1,662	8,348 予防のみ 3,623	15,939 予防のみ 1,662	8,852 予防のみ 2,158	11,267 予防のみ 2,158	各ワクチン毎 に設定	
うきは市	10,085	11,187	5,948	4,389	11,581	11,581	9,429	9,429	8,127	8,127	5,974	5,974	8,127	8,127	5,974	5,974	6,594	6,436	5,946	8,326	15,939	8,852	11,267	1,800	

※MR、麻しん、風しんの第3期、第4期は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者に限る。

予防接種名	実施区分等	接種単価	不可単価
四種混合	生後3月～生後90月(7歳6月)に至るまでの間にある乳幼児	円 9,780	円 2,670
三種混合	生後3月～生後90月(7歳6月)に至るまでの間にある乳幼児	4,212	2,520
二種混合	11歳以上13歳未満	4,308	2,700
ポリオ	生後3月～生後90月(7歳6月)に至るまでの間にある乳幼児	8,572	2,670
麻しん	生後12月～24月に至るまでの間にある幼児	8,420	3,450
	小学校入学前の1年間 (5歳～7歳未満の幼児)	7,770	3,450
風しん	生後12月～24月に至るまでの間にある幼児	8,420	3,450
	小学校入学前の1年間 (5歳～7歳未満の幼児)	7,770	3,450
麻しん風しん 混合	生後12月～24月に至るまでの間にある幼児	11,874	3,450
	小学校入学前の1年間 (5歳～7歳未満の幼児)	11,224	3,450
日本脳炎	生後6月～9歳未満の者	6,441	2,830
	9歳未満の小学生	5,811	2,200
	9歳～12歳の小・中学生	6,311	2,700
	13歳以上(平成7年4月2日以後に生まれた者)	6,311	2,700
BCG	生後1歳に至るまでの間にある乳児	6,600	3,450
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女性	15,939	2,700
インフルエンザ菌b型 ワクチン(ヒブワクチン)	生後2月～生後60月(5歳)に至るまでの間にある乳幼児	8,852	3,450
小児用肺炎球菌	生後2月～生後60月(5歳)に至るまでの間にある乳幼児	11,267	3,450
インフルエンザ	一部負担金徴収者(実施要領に基づく)	2,300	2,290
	一部負担金免除者(実施要領に基づく)	3,600	2,290

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成25年4月1日現在)

北九州ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
北九州市	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 北九州市医師会管内医療機関へは事務費として北九州市医師会1件42円、区医師会事務費(各区で設定。管内医療機関へは通知済)を差し引き、委託料を支払う。 管外医療機関へは北九州市より直接支払い。
遠賀中間	中間市	遠賀中間医師会経由 (※送付先別紙参照)	請求は、毎月締めの翌月10日まで ※接種医療機関へは、1件につき事務手数料100円を差引いた金額を支払う。(不可問診を除く)
	芦屋町		
	水巻町		
	岡垣町		
	遠賀町		
京都	行橋市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	苅田町		
	みやこ町		
豊前築上	豊前市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	築上町		
	吉富町		
	上毛町		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成25年4月1日現在)

福岡ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
福岡市	福岡市	市へ直接請求	請求は、①乳幼児の予防接種については3ヶ月毎に最終月の翌月10日(7,10,1,4月10日)まで ②インフルエンザ予防接種については接種期間終了後の翌月10日までに請求
筑紫	筑紫野市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	春日市		
	大野城市		
	太宰府市		
	那珂川町		
糸島	糸島市	市へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
粕屋	古賀市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	宇美町		
	篠栗町		
	志免町		
	須恵町		
	新宮町		
	久山町		
	粕屋町		
宗像	宗像市	各市へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	福津市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成25年4月1日現在)

筑豊ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
直方鞍手	直方市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	小竹町		
	鞍手町		
	宮若市		
田川	田川市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	香春町		
	添田町		
	福智町		
	糸田町		
	川崎町		
	大任町		
	赤村		
飯塚	飯塚市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	桂川町		
	嘉麻市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成25年4月1日現在)

筑後ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
久留米	久留米市	①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求。	3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,14月)10日までに請求
大牟田	大牟田市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
	みやま市		
八女筑後	八女市	各市町へ直接請求	・乳幼児予防接種については、毎月締めの翌月10日までに各市町へ請求 ・インフルエンザ予防接種については、実施期間分をまとめて翌月10日(1月10日)までに市町村へ請求
	筑後市		
	広川町		
朝倉	朝倉市	各市町村へ直接請求	筑前町:請求月日については未記入で提出。毎月締め翌月10日までに請求
	筑前町		
	東峰村		
小郡三井	小郡市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	大刀洗町		
大川三潯	大川市	①大川三潯医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、大川三潯医師会経由で各市町村へ請求。 ②大川三潯医師会管外の医療機関が大川市、大木町住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接行政へ請求。	・3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,14月)10日までに請求 ・医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること
	大木町		
柳川山門	柳川市	①管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求 ②管外医療機関は、柳川市へ直接請求書を提出	・管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求→医師会より医療機関へ振り込み ・管外医療機関は、実施月の翌月10日までに柳川市へ請求書を提出→柳川市より医療機関へ直接振り込み
	みやま市	①管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求 ②管外医療機関は、みやま市へ直接請求書を提出	・管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求→医師会より医療機関へ振り込み ・管外医療機関は、実施月の翌月10日までに柳川市へ請求書を提出→柳川市より医療機関へ直接振り込み
浮羽	うきは市	①浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由で各市町村へ請求。 ②浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。	請求は、毎月締めの翌月10日まで

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

福岡県定期予防接種広域化－医師会経由請求先－

○遠賀中間医師会（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）

医師会宛請求書を使用

〒807-0052

遠賀郡水巻町下二西 2－1－33 TEL：093－201－3461

○柳川山門医師会（柳川市）

市町村長宛請求書を使用

〒832-0827

柳川市三橋町蒲船津 351 TEL 0944－72－2714

平成25年度 各市町村予防接種広域接種実施一覧

[illegible]

平成25年度 各市町村予防接種広域接種実施一覧

	市町村名	DPT-IPV	DPT	DT	MR	麻しん	風しん	日本脳炎	BCG	インフルエンザ	ポリオ	子宮頸がん	ヒブ	小児用肺炎球菌
32	直方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	小竹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	鞍手町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	宮若市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	香春町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	添田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	福智町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	糸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	桂川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	嘉麻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	八女市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	朝倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	筑前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	東峰村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	小郡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	大刀洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	大川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	柳川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	みやま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
60	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※MR、麻しん、風しんの第3期、第4期は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者に限る。

各市町村予防接種担当課一覧

1	北九州市	保健福祉局保健医療課	803-8501	北九州市小倉北区内1-1		093-582-2678	093-582-4037
2	福岡市	保健福祉局保健予防課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1		092-711-4270	092-733-5535
3	大牟田市	健康対策課	836-8666	大牟田市不知火町1-5-1		0944-41-2669	0944-41-2675
4	中間市	健康増進課	809-0014	中間市蓮花寺3-1-6	中間市保健センター	093-246-1611	093-246-3024
5	芦屋町	住民課	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2-20		093-223-3533	093-222-2010
6	水巻町	健康課	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1		093-202-3212	093-202-3621
7	岡垣町	健康づくり課	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1		093-282-1211	093-282-0277
8	遠賀町	福祉課健康対策係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513		093-293-1234	093-293-0806
9	行橋市	子ども支援課子育て支援係	824-8601	行橋市中央1-1-1	行橋市役所	0930-25-1111	0930-23-7952
10	苅田町	保健健康課	800-0301	京都郡苅田町幸町6-91		093-436-5115	093-436-5110
11	みやこ町	健康づくり課	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960		0930-32-2725	0930-32-2735
12	豊前市	市民健康課健康係	828-8501	豊前市大字吉木955		0979-82-1111	0979-83-0566
13	築上町	住民課健康増進係	829-0392	築上郡築上町大字椎田891-2		0930-56-0300	0930-53-6222
14	吉富町	健康福祉課	871-0811	築上郡吉富町大字広津342		0979-23-9900	0979-23-9903
15	上毛町	健康福祉課健康増進係	871-0913	築上郡上毛町大字垂水1321-1		0979-72-3111	0979-84-8021
16	春日市	健康課	816-0851	春日市昇町1-120	春日市いきいきプラザ	092-501-1134	092-501-0051
17	大野城市	こども健康課	816-8510	大野城市曙町2-2-1	大野城市役所	092-580-1978	092-573-53801
18	筑紫野市	健康推進課	818-0013	筑紫野市岡田3-11-1		092-920-8611	092-926-6006
19	太宰府市	保健センター	818-0125	太宰府市五条3-1-1	太宰府保健センター	092-928-2000	092-920-7143
20	那珂川町	那珂川町保健センター	811-1290	筑紫郡那珂川町西隈1-8-1		092-953-2211	092-954-0043
21	糸島市	健康づくり課 母子保健係	819-1192	糸島市前原西1-1-1		090-332-2069	092-321-1139
22	宇美町	健康福祉課	811-2132	粕屋郡宇美町貴船2-28-1		092-933-0777	092-933-0210
23	篠栗町	国保健康課	811-2416	粕屋郡篠栗町大字田中1-1	オアシス篠栗	092-947-8888	092-947-2414
24	志免町	健康課	811-2292	粕屋郡志免町志免中央1-1-1		092-935-1001	092-935-1529
25	須恵町	健康福祉課	811-2193	粕屋郡須恵町須恵771		092-932-1151	092-931-6626
26	新宮町	健康福祉課健康係	811-0112	粕屋郡新宮町大字下府425-1		092-962-5151	092-962-5333
27	古賀市	予防健診課	811-3116	古賀市庄205		092-942-1151	092-942-1154
28	久山町	健康福祉課健康係	811-2501	粕屋郡久山町大字久原1822-1		092-976-3377	092-976-3378
29	粕屋町	健康づくり課	811-2392	粕屋郡粕屋町駕与丁1-1-1		092-938-0258	092-938-2415
30	宗像市	子ども家庭課	811-3492	宗像市東郷1丁目1番1号		0940-36-1365	0940-37-3046
31	福津市	いきいき健康課保険指導係	811-3218	福津市手光南2-1-1		0940-34-3352	0940-34-3335

各市町村予防接種担当課一覧

32	直方市	こども育成課	822-8501	直方市殿町7-1		0949-25-2114	0949-25-2135
33	小竹町	健康増進課健康対策係	820-1103	鞍手郡小竹町大字勝野1152		09496-2-1864	0946-2-1867
34	鞍手町	保険健康課健康増進班	807-1392	鞍手郡鞍手町大字中山3705		0949-42-2111	0949-42-5693
35	宮若市	健康増進課健康対策係	822-0113	宮若市金生1064-1	宮若市保健センター パレット	0949-55-6000	0949-52-1660
36	田川市	健康福祉課	825-0002	田川市大字伊田2550-1		0947-44-8270	0947-44-8280
37	香春町	福祉課 健康づくり係	822-1492	田川郡香春町大字高野994		0947-32-8415	0947-32-4815
38	添田町	保健福祉環境課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151		0947-82-1232	0947-82-5508
39	福智町	保健課	822-1101	田川郡福智町赤池970-1	コスモス保健センター	0947-28-9500	0947-28-9501
40	糸田町	住民課	822-1316	田川郡糸田町1971-1	糸田町保健センター	0947-49-9020	0947-26-0284
41	川崎町	住民保険課保健係	827-0004	田川郡川崎町大字田原804		0947-72-7083	0947-72-7083
42	大任町	住民衛生係	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067		0947-63-3003	0947-63-3813
43	赤村	住民課	824-0432	田川郡赤村大字内田1188		0947-62-3000	0947-62-3007
44	飯塚市	飯塚市保健センター	820-8605	飯塚市忠隈523	飯塚市保健センター	0948-24-4002	0948-25-8996
45	桂川町	健康福祉課	820-0693	嘉穂郡桂川町大字土居361		0948-65-0001	0948-65-0078
46	嘉麻市	健康課	821-8501	嘉麻市上山田392		0947-53-1104	0947-53-1149
47	久留米市	保健所保健予防課	830-0022	久留米市城南町15-5	久留米市保健所	0942-30-9731	0942-30-9833
48	八女市	健康推進課	834-8585	八女市大字本町647		0943-23-1352	0943-22-2186
49	筑後市	健康づくり課健康増進係	833-8601	筑後市大字山ノ井898		0942-53-4231	0942-53-4119
50	広川町	健康福祉課	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1		0943-32-1113	0943-32-5164
51	朝倉市	健康課	838-0068	朝倉市甘木198-1		0946-22-8571	0946-23-0732
52	筑前町	健康課健康推進係	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373		0946-42-6649	0946-42-2011
53	東峰村	住民福祉課	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9		0946-74-2311	0946-74-2722
54	小郡市	健康課	838-0126	小郡市二森1167-1		0942-72-6666	0942-72-6477
55	大刀洗町	健康福祉課	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819		0942-77-2266	0942-77-3063
56	大川市	健康課健康推進係	831-0031	大川市大字上巻405-1		0944-86-8450	0944-86-8464
57	大木町	健康福祉課	830-0416	三潞郡大木町大字八町牟田255-1		0944-32-1280	0944-32-1054
58	柳川市	健康づくり課	832-8601	柳川市本町87-1		0944-77-8536	0944-74-5613
59	みやま市	介護健康課健康係	835-8601	みやま市瀬高町小川5		0944-64-1515	0944-64-1517
60	うきは市	保健課健康対策係	839-1393	うきは市吉井町新治316		0943-75-3111	0943-75-4963